

3 監 査 第 4 3 号  
令 和 3 年 5 月 2 4 日

請 求 人 ( 略 )

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
(通知)

令和3年4月17日付けで提出のありました地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件住民監査請求」という。)については、別紙の理由により却下します。

## 別紙 本件住民監査請求を却下する理由

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年4月17日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同月19日付けで提出された愛知県職員措置請求書（追記）により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

特定の県営住宅（以下「本件県営住宅」という。）のエレベーターの保守管理に関して愛知県住宅供給公社、A株式会社及び本件県営住宅の自治会（以下「本件住宅自治会」という。）が締結した契約について、本件住宅自治会が入居者からエレベーター費を徴収してA株式会社へ支払いしているが、本件県営住宅1棟と2棟とで入居者が負担するエレベーター費に毎月1,100円程度の格差が生じている。今後、将来にわたり、このような状態が継続するのは、いささか理不尽である。愛知県（以下「県」という。）にエレベーター費を平等に分担して徴収していただきたい。

### 第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を監査対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人は、本件県営住宅の入居者が負担するエレベーター費について、1棟と2棟との格差を是正するよう求めている。この点、請求人から事実証明書として提出された本件県営住宅に係る賃貸借契約書にあるとおり、本件県営住宅について、県は各入居者と統一書式に基づき賃貸借契約を締結している。同契約書第16条（入居者の費用負担義務）及び別表共用付帯設備の使用に関する費用の項（1 エレベーターの維持管理に要する費用）には、エレベーター費を賃借人が負担しなければならないことが明記されているところ、本件県営住宅における各入居者のエレベーター費の負担額等は、本件住宅自治会と入居者との間において定められている。このように、本件県営住宅におけるエレベーター費の徴収は、県の財務会計上の行為ではないため、本件住民監査請求は却下せざるを得ない。仮に請求人の求める是正等が必要であれば、本件住宅自治会と入居者との間における十分な協議によってなされるべきものである。

### 第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。